

第18回大和町新型コロナウイルス感染症対策本部会議における決定事項等

令和2年12月1日（火）

(1) 国内、県内及び町内の発生状況等について（報告）

(2) 宮城県対策本部会議の決定事項等について（報告）

(3) 町有施設の開放状況について

施設名	開放状況等
吉岡コミュニティセンター	利用可 ※ただし、調理室は当面の間、利用休止
町民研修センター	
吉田コミュニティセンター	
宮床基幹集落センター	
鶴巣防災センター	
ふれあいの杜 (南部コミュニティセンター)	
吉田ふるさとセンター	
落合ふるさとセンター	
吉岡児童館	利用可
もみじヶ丘児童館,	
杜の丘児童館	
よしおか放課後児童クラブ	
宮床児童館	
吉田児童館	
鶴巣児童館	
落合児童館	
児童支援センター	利用可 ※ただし予約制。人数制限あり。
ひだまりの丘 (保健福祉総合センター)	利用可 ※ただし、入浴施設、休憩室は当面の間利用不可。
花野果ひろば七ツ森	利用可 <u>12月1日から冬季閉鎖</u> <u>※旗坂野営場（4月大型連休前まで）</u> <u>※南川ダム資料館（3月31日まで）</u> <u>※七ツ森ふれあいの里（バンガロー）（3月31日まで）</u>
四十八滝運動公園	
立輪水辺公園	
蛇石せせらぎ公園	
あさひな湖畔公園	
旗坂野営場	
蠟梅の咲く頃	
七ツ森陶芸体験館	
南川ダム資料館	
吉岡本陣案内所	
七ツ森ふれあいの里（バンガロー）	
小・中学校校庭	
小・中学校屋内運動場	利用可 ※ただし、当面は町内のスポーツ少年団の利用に限る。
総合運動公園 総合体育館アリーナ	利用可 ※人数制限等あり
総合体育館柔道場	利用可 ※人数制限等あり

総合体育館トレーニング室	利用可 ※当面は予約制, 人数, 時間制限等あり
テニスコート	利用可 ※人数制限等あり
陸上競技場	利用可
多目的広場	利用可 ※人数制限等あり
ダイナヒルズ運動公園 野球場	利用可 ※人数制限等あり <u>※12月1日から3月31日まで冬季閉鎖</u>
テニスコート	
多目的広場	
体育センター	利用可 ※人数制限等あり
武道館	利用可
自転車競技場	利用可 ※人数制限あり, 県外の利用不可
レクリエーション広場	利用可 (宮床, 北目, 玉ヶ池) ※鶴巣山田, 三ヶ内は当面の間利用不可
教育ふれあいセンター 校舎	利用可 ※ただし, 町内の個人・団体の利用に限る
グラウンド	利用可 ※ただし, 町内の個人・団体の利用に限る
屋内運動場	利用可 ※ただし, 町内の個人・団体の利用に限る
宮床歴史の村	利用可
まほろばホール (ふれあい文化創造センター)	利用可 ※調理室は当面の間利用休止 ※人数制限等あり
町内各公園	通常利用 (公園内にある利用上の注意看板を参照のうえ利用)

令和2年12月1日時点

- いずれの施設も, 以下の感染拡大防止対策への協力をお願いします。
 - ・マスクの着用。(体育施設等は可能な範囲で協力を求める)
 - ・自宅もしくは会場での検温。
 - ・会議室等の利用人数制限。
 - ・会場の常時又は定期的換気
 - ・座席間隔をあけての利用
 - ・手指の消毒
 - ・小・中学校校庭及び屋内運動場については当面の間, 各種大会, 練習試合, イベントでの利用は不可とします。
 - ・その他各施設に応じた利用人数制限などがありますので, ご協力をお願いします。
- 総合運動公園, ダイナヒルズ運動公園, 体育センター, 自転車競技場の人数制限等の詳細については, 総合体育館 (電話 022-346-2178) にお問い合わせください。
- まほろばホールの人数制限等の詳細については, まほろばホール (電話 022-344-4401) にお問い合わせください。

(4) イベント・会議について

実施予定時期	事業等名称	対応方針	主管課等
12月14日	島田飴まつり・花嫁道中	中止	商工観光課
<u>1月10日</u>	<u>成人式</u>	<u>縮小</u>	<u>公民館</u>
<u>1月17日</u>	<u>町民卓球大会</u>	<u>中止</u>	<u>生涯学習課</u>

町主催イベント・会議等の考え方について

令和2年12月1日
大和町新型コロナウイルス感染症対策本部

国では、基本的対処方針（令和2年5月25日変更）に基づき、5月25日以降、移行期間としては概ね3週間ごと地域の感染状況や感染拡大リスク等の評価を行いながら、イベント開催制限等の段階的緩和を図ってきたが、9月19日以降については、イベントの種類や感染リスクに応じて収容率制限及び人数制限の緩和の目安を定め、感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく方針を示した。

宮城県でも、国の方針等も踏まえ令和3年2月末までの県主催のイベントや会議等の考え方についての方針を決定したところである。

このような状況から、本町の「町主催イベント・会議等の考え方について」（令和2年6月19日）を、国の基本的対処方針や「県主催イベント・会議等の考え方について」（令和2年11月27日）等の内容を踏まえ、令和3年2月末まで以下のとおりとする。

なお、この考え方については、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ適宜見直しを行う。

1 町主催のイベントについて（式典・講演会・研修会等）

（1）基本的な考え方

イベント開催は「新しい生活様式の定着」を前提する。

全てのイベントについて、適切な感染防止対策が整わないイベントは原則中止または延期を含め慎重な対応をする。

〈催物開催の目安〉

イベントの種類		収容率*1	人数上限*1
A	大声での歓声、声援等が想定されないもの	100%以内 (収容定員がない場合は、密が発生しない程度の間隔)	① 収容人数 10,000 人超⇒ 収容人数の 50%
B	大声での歓声、声援等が想定されるもの	50%以内*2 (収容定員がない場合は、十分な間隔 (1 m))	② 収容人数 10,000 人以下 ⇒5,000 人

(※1) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

(※2) 異なるグループ間では座席間隔を1席設け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

〈地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等〉

イベントの性質	収容率等について
展示会・地域の行事等 (入場や区域内の適切な行動確保が可能、名簿等で参加者の把握が可能)	上記 A, B に準拠
全国的・広域的なお祭り・野外フェス等 (入場や区域内の適切な行動確保が困難、名簿等で参加者を把握困難)	十分な人と人との間隔 (1 m) を設ける。 間隔の維持が困難な場合には、開催について慎重に判断する。

(2) 開催する場合の留意事項

- ① 手洗いの徹底、会場の入り口等にアルコール消毒液を設置
- ② マスクの着用・咳エチケットの励行を呼びかける
- ③ こまめに換気を行う（1時間ごとに5～10分を目安とする）
- ④ 会場及び入退場時、休憩時間や待合場所等における三密（密閉・密集・密接）を徹底して回避すること
- ⑤ イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかけること
- ⑥ 人と人との間隔をできるだけ確保すること
- ⑦ 大声を伴うイベントでは、臨席での身体的距離の確保（同一グループは座席を空けず、異なるグループ又は個人間は1席（立席の場合は1m）空けること）
- ⑧ 参加者に接触確認アプリの活用を促し、参加者の連絡先等の把握を徹底すること
- ⑨ 参加者に発熱等の症状がある場合は参加を控えるよう事前に伝えること
- ⑩ 2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討すること
- ⑪ 高齢者や基礎疾患のある者は人混みをできる限り避けること

2 町主催の会議（審議会、説明会等）について

- ① 実施する場合は、感染予防策を徹底すること。（イベントを開催する場合の留意事項を参照）
- ② ウェブ会議等の活用も検討すること

3 職員の出張について

- ① 業務上の必要性を精査した上で、出張時期や方法等を見直すこと。
（例）打ち合わせについて、可能なものは電話やメールで対応
出張する職員の人数や出張数を最小限とする
- ② 業務上出張せざるを得ない場合については、最小限の人数で、混雑時や三密を徹底的に回避するほか、こまめな手洗い、マスクの着用、身体的距離の確保等感染予防策を徹底すること。
- ③ 感染拡大傾向のある地域での行動は慎重にすること。